

令和2年4月17日

各加盟団体の長 様

公益財団法人 広島県体育協会  
会 長 神 出 亨

事務局での執務時間の短縮等について（通知）

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、ご承知のとおり、令和2年4月7日付けで緊急事態宣言が発出されたことを受け、新型コロナウイルス感染症対策として、令和2年4月13日付けで各府省庁に対して、出勤者7割削減を実現するための要請について事務連絡が発出され、当協会についても、公益財団法人日本スポーツ協会から、当該事務連絡の内容を踏まえた適切な対応を行うよう要請がありました。

これを受け、当協会では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、下記の期間において、在宅勤務及び事務局での執務時間の短縮を行うこととしましたのでお知らせします。

なお、お急ぎの場合には、メールもしくはファックスによりご連絡いただきますようお願いいたします。

関係者の皆様には、大変ご迷惑をおかけすることとなりますが、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けて何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 事務局での執務時間の短縮内容（土・日・祝除く）
  - ・ 期 間 令和2年4月20日（月）～令和2年5月6日（水）
  - ・ 執務時間 午前10時00分～午後4時00分
- ※ 在宅勤務の実施により、事務局担当者は隔日勤務となります。  
これにより、担当者が不在となる日もありますことをご承知おきください。